明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（一七八）　二
○原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令を廃止する政令（一七九）　四
○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（一八〇）　四
〔条　約〕
○特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定（八）　四
〔省　令〕
○支出官事務規程の一部を改正する省令（**財務**四六）　六
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九四）　七
○大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（**環境**一五）　七
〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**一八二）　七
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**三七）　七
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**三八）　八
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**三九）　八
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三九一）　八
○特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の効力発生に関する件（**外務**三六三）　九
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（**農林水産**一二一八、一二一九）　九
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（**国土交通**八一八）　九
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**同**八一九）　九
○道路に関する件（**東北地方整備局**一二三、一二四）　九
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一八三、一八四）　九
○都市計画に関する件（**中国地方整備局**一四六）　一〇
〔国会事項〕
公害等調整委員会　法務省　最高裁判所　一〇
〔人事異動〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
特定保安林の指定について（農林水産省）　一〇
特定保安林の指定の解除について（同）　一〇
公聴会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（東北経済産業局）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、会社更生、再生関係　一〇
会社その他　二〇

本号で公布された法令のあらまし

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第一七八号）（厚生労働省）

1　労働基準局勤労者生活部を廃止し、職業安定局派遣・有期労働対策部を設置することとした。（第二条関係）

2　労働基準局の所掌事務を変更することとした。（第七条、第五九条、第六一条～第六三条及び第六九条～第七二条関係）

3　職業安定局の所掌事務を変更することとした。（第八条、第七三条～第七六条及び第七九条～第八四条関係）

4　この政令は、平成二二年八月五日から施行することとした。

◇原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令を廃止する政令（政令第一七九号）（文部科学省）

1　原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令（平成一一年政令第三三二号）は、廃止することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（政令第一八〇号）（環境省）

1　大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二二年法律第三一号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二二年八月一〇日）から施行することとした。